

議会改革推進会議

第4回会議 次第

日時：令和2年12月17日(木)11:00～
場所：議事堂大会議室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 議会改革推進会議設置要綱の一部改正について
- (2) 議会における IT の活用の推進について
- (3) 議員の長期欠席に係る報酬等の減額について

3 報告事項

- (1) 議会における情報発信について
- (2) 広報編集委員会の取組状況について

4 その他

5 閉 会

<資料>

- ・資料1 議会改革推進会議設置要綱の一部改正の概要
- ・資料2 議会における IT の活用の推進について (各会派意見)
- ・資料3 議会における IT 活用の方向性 (たたき台) について
- ・資料4 議員の長期欠席に係る報酬等の減額について
- ・資料5 議会における情報発信について

令和 2年12月17日
議会事務局議事課

議会改革推進会議設置要綱の一部改正の概要

1 改正の趣旨

議会改革推進会議は、議会基本条例第14条の規定により設置され、毎年度、議会改革に関する行動計画を策定し、その進捗状況を県民に公表することとされている。

また、会議規則第128条の規定により、招集権者を副議長とし、運営等に必要事項について、本設置要綱で定めているところである。

本要綱では、委員の構成を各会派代表者会議規程に準拠して、各会派に割り当てているが、今般、各会派の構成に変更があったことから、委員構成を見直すもの。

これに伴い、委員の構成を規定した議会改革推進会議設置要綱第2条第1項及び同条第2項の規定の一部を改正するもの。

2 改正の内容

現 行	改 正 案
<p>(構成)</p> <p>第2条 会議は、副議長を含めた議員10名（以下「委員」という。）で構成する。</p> <p>2 委員の構成は、副議長のほか、自由民主党5名並びに社会民主党、日本共産党、公明党及び会派至誠各1名とする。</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条 会議は、副議長を含めた議員12名（以下「委員」という。）で構成する。</p> <p>2 委員の構成は、副議長のほか、自由民主党5名、自民党新令和会2名並びに社会民主党、日本共産党、公明党及び会派至誠各1名とする。</p>

【参考】

○富山県議会各会派代表者会議規程（粹）

第3条 会議は、議長及び副議長ほか、次の基準により会派から選出された議員（以下「代表者」という。）をもって構成する。ただし、会派間の協議によりその構成員を増減できるものとする。

- | | |
|---------------------|-------------|
| (1) 所属議員8人以上の会派 | 所属議員4人につき1人 |
| (2) 所属議員4人以上8人未満の会派 | 2人 |
| (3) 所属議員4人未満の会派 | 1人 |

○各会派代表者会議委員数

<R2. 10. 28～>

正副議長、自民党7名、新令和会2名、諸派4名（社、共、公、至）計15名

<R元. 5. 17～>

正副議長、自民党7名、諸派4名（社、共、公、至）計13名

<H29. 4. 1～H31. 4. 29（議員任期満了日）>

正副議長、自民党6名、社・無2名、諸派5名（共、公、至、県、無）計15名

議会におけるITの活用の推進について

項目	自民党	新令和会	社民党	日本共産党	公明党	至誠
1 ペーパーレス化の視点、目的、現行の議会運営の課題、問題	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙資源の削減、ゼロカーボンの推進 関連資料等の情報共有 通信手段の向上 <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報整理の徹底 コスト 	<ul style="list-style-type: none"> SDGsの観点から環境に配慮した取組みを議会から率先して進める必要がある コスト削減にも有効 	<ul style="list-style-type: none"> 無駄の排除(ファックス送付、机上配付等の重複) 	<ul style="list-style-type: none"> 調査活動の利便性向上(保管の負担軽減) 職員の業務負担軽減 資料印刷代等経費節減 	<ul style="list-style-type: none"> 資料等の紙資源の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ファックス送付、机上配付、事前配付、当日配付等の重複配付の見直し
2 ペーパーレス化する範囲	<ul style="list-style-type: none"> 事務局や執行部からファックス送付される連絡事項、報告事項等 本会議場配付資料(議事日程、出席者職氏名、議員派遣の件、出席者意見書、請願審査報告書、陳情処理状況報告書等) 議会運営委員会、各党派代表者会議、議会改革推進会議等資料 <p>なお、デジタル化により、関連情報のその場での閲覧が可能 また、映像や動画等の資料添付が可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ファックス送付資料 郵送資料 議場配付資料 各種会議資料 	<ul style="list-style-type: none"> ファックス等の連絡事項から始め、議会改革推進会議等で紙と併用しながら試行し、問題点を検証の上、範囲を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 予算・決算書、議案書等分量の多いもの 会議招集状等の連絡文書 	<ul style="list-style-type: none"> ファックスや机上配付される連絡事項から始める(会議資料等は、当面、紙と併用) 	<ul style="list-style-type: none"> ペーパーレス化の流れは理解しているが、最低限の紙配付は必要
3 ペーパーレス化のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 執行部のペーパーレス化に併せて実施 	<ul style="list-style-type: none"> 次期改選期までにクラウド化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 執行部と歩調を合わせながら進める 	<ul style="list-style-type: none"> 次期改選期からの本格実施 執行部とも協議 	<ul style="list-style-type: none"> 執行部と歩調を合わせながら段階的に 	
4 検討の進め方	<ul style="list-style-type: none"> 専門検討委員会を立ち上げ、導入までのスケジュール、運用規則、コスト、先進地視察などを検討・実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 検討委員会を立ち上げ検討する 	<ul style="list-style-type: none"> 執行部も含めて検討委員会を設けて進める 	<ul style="list-style-type: none"> 検討委員会を立ち上げ検討する 		<ul style="list-style-type: none"> 会派の枠にこだわらず、4～5名程度の部会で検討する
5 検討を進める際の課題	<ul style="list-style-type: none"> タブレット端末に求める機能 文書クラウドの導入及び次期 通信環境の整備 通信費等の公費負担 	<ul style="list-style-type: none"> 文書管理クラウドの導入 通信環境の整備 通信費等の公費負担の範囲 		<ul style="list-style-type: none"> 通信費の公費負担の範囲 慣れない議員へのサポート 		
6 その他、参考となる事項等	<ul style="list-style-type: none"> 先進地を十分視察し、検討する 					

令和2年12月17日

議会におけるIT活用の方向性（たたき台）について

（基本方針）

議会資料等の電子化により紙や印刷経費の節減を図るとともに、議員の情報の携帯性の確保や調査活動の利便性の向上を図り、政策提言・政策立案機能の強化を目指すことに加え、議員と執行部、議会事務局との情報の共有化、情報伝達の迅速化を図り、資料の印刷配付による事務負担の軽減や、事務連絡や議会活動に関する日程調整等の議会運営の効率化を図るため、具体的な検討を行うものとする。

1 検討を行う場

IT活用検討委員会（仮称）を設置し、次の事項について検討を行うものとする。

なお、検討委員会については、会派の枠にとらわれず10名以内で構成し、必要に応じて執行部からも、出席を求めるものとする。

2 検討内容

(1) 導入方針（ペーパーレス化する範囲）

事務局からの連絡事項、通知文書等から始め、議会関係資料（議案書、本会議・各委員会・協議の場における配付資料）のペーパーレス化を目指す

(2) 活用方法

- ・会議における議案書や配付資料の閲覧、事務局からの通知文書の受信
- ・インターネットによる資料等の検索
- ・庁外での調査活動（県内、県外視察等）での利用の検討
- ・将来的にオンライン会議での利用に向けた検討

(3) 端末等仕様（タブレット端末、文書管理クラウド）

タブレット端末等の種類、画面の大きさ、容量等

(4) 導入時期及びスケジュール（別紙たたき台）

タブレット端末等の導入時期、試行期間、本格実施時期

(5) 通信環境の整備

本会議場や委員会室等のWi-Fi環境の整備等

(6) 経費負担の範囲

通信費等の公費負担、政務活動費との調整

(7) 諸規程の整備、先例の見直し

- ・ペーパーレス化に伴う会議規則上の議事日程、議案書等の「配布」に代わる措置、デジタル化に伴う「届出」「請願」「陳情」に係る押印の廃止及び提出に関する規定整備
- ・オンライン委員会の実施に向けた「出席」の取扱い等の規定整備 等

(8) 執行部との協議、調整

○議会においてペーパーレス化、オンライン委員会を導入する場合の各種事項のスケジュール(たまたぎ台)(仮にR5年4月(次期改選)から導入する場合)

◇考え方:議会改革推進会議に個別の検討委員会を設け、タブレットの仕様、費用負担、関係規定の整備などペーパーレス、オンライン委員会の実施に向けて計画的に進めるもの

時期	R2年度(2020年度)					R3年度(2021年度)					R4年度(2022年度)					R5年度(2023年度)※完全実施									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
議会等	6月議会	9月議会	11月議会	2月議会	6月議会	9月議会	10月議会	11月議会	2月議会	6月議会	9月議会	10月議会	11月議会	2月議会	6月臨時議会	9月議会	10月議会	11月議会	2月議会	6月臨時議会	9月議会	10月議会	11月議会	2月議会	6月臨時議会
議会運営委員会等	議選、各派代表者会議において意向確認、先例、規定の確認、見直し					議選、各派代表者会議において意向確認、先例、規定の確認、見直し					議選、各派代表者会議において意向確認、先例、規定の確認、見直し					議選、各派代表者会議において意向確認、先例、規定の確認、見直し									
議会改革推進会議	第1回(5月)	第2回(8月)	第3回(9月)	第4回(12月)	第5回(2月)	第1回(6月)※委員選任	第2回(9月)	第3回(9月)	第4回(12月)	第5回(2月)	第1回(6月)※委員選任	第2回(9月)	第3回(9月)	第4回(12月)	第5回(2月)	第1回(9月)※委員選任	第2回(8月)	第3回(9月)	第4回(12月)	第5回(2月)	第1回(9月)※委員選任	第2回(8月)	第3回(9月)	第4回(12月)	第5回(2月)
ペーパーレス・オンライン委員会導入検討委員会	委員会設置の提案					検討スケジュールの説明、随時検討					推進会議の開催状況を見ながら検討、最終報告					タブレット貸与(任期未定)									
1 タブレットの機種、整備手法等	タブレット機未等費用の予算要求					タブレット購入契約等					タブレット貸与(任期未定)					仕様の見直し(台数、スペックなど)									
2 ペーパーレスの範囲、遵守事項等	調査費用、設計費用の予算要求					議会内ペーパーレスの検討(範囲、遵守事項)					議会内ペーパーレスの検討(範囲、遵守事項)					執行部文書ペーパーレスの検討(範囲、遵守事項)、試行例:議事録他									
3 議会内の通信環境の整備	クラウドの予算要求					通信環境の調査、設計					整備に関する予算要求					通信環境整備									
4 文書管理クラウドの導入	クラウドの導入					クラウド契約等					クラウドによる文書管理、配付の実施					クラウドによる文書管理、配付の実施									
5 タブレットの利用範囲、費用負担の検討	タブレットの利用範囲、通信費用負担の範囲、タブレットの貸与、保管、利用における禁止事項の検討					賞与規程の整備					賞与規程の見直し					賞与規程の見直し									
6 オンライン委員会の実施手法	先進事例調査					先進事例調査					4.5人による模擬会議					模擬委員会(2回)、※執行部も参加									
7 条例、規則、要綱、先例の見直し、整備	改正規定等の議決					改正規定等の議決					改正規定等の議決					改正規定等の議決									

令和 2 年 12 月 17 日

議会事務局総務課

議員の長期欠席に係る議員報酬等の減額について

1. 概要

今年度の行動計画の「欠席が長期に渡る場合の報酬や期末手当の減額」の検討のため、他府県の状況等を参考とするもの。

なお、会議規則の改正（R2.3月：欠席事由に育児、家族の看護・介護を追加）を踏まえ、仕事と介護・育児との両立推進に資することを基本に検討したい。

2. 他府県の状況等【別紙 1 参照】

(1) 減額の理由

- ①「長期欠席」のとき（理由に関わらず）〔新潟、秋田、福岡、群馬、鳥取、大分〕
 - ②正当な理由なく招集に応じないとき〔熊本〕
 - ③逮捕・勾留されたとき「支給停止」〔福井、大阪、福岡〕 ※無罪等の場合解除
- ⇒ ①を基本に検討。今回、「支給停止」は検討しないこととしたい。

(2) 削減対象となる「長期欠席（者）」【別紙 2 参照】

- ①その月の会議等を全て欠席した場合など〔新潟、熊本〕
 - ②一の定例会中の会議、委員会及び協議の場を全て欠席した場合〔秋田〕
 - ③連続する二回の定例会及びその間の協議の場を欠席〔福岡〕
 - ④会議・委員会（及び協議の場）を一年間欠席〔群馬、鳥取、大分〕
- ⇒ 欠席の把握方法や一般職との均衡（病気休暇 90 日）などを踏まえて検討

(3) 議員報酬の削減率

- ①1/2 削減〔新潟、秋田、群馬、大分〕
 - ②全額削減〔鳥取、福岡、熊本〕
- ⇒ 「生活給」への配慮や一般職との均衡（傷病手当等）から、1/2 を基本に検討

(4) 期末手当への反映

- ①あり〔秋田、福岡、群馬、鳥取〕
 - ②なし〔新潟、大分、熊本〕
- ⇒ 報酬が減額された月数に応じた減額を基本に検討

(5) 適用除外

- ①公務災害及び伝染病による就業制限など〔秋田、福岡、群馬、鳥取〕
 - ②なし〔新潟、大分、熊本〕
- ⇒ ①を基本とし、出産等への対応なども含め検討

3. 今後の予定

- ・ 1月中旬 各会派の意見取りまとめ
 - ・ 1月下旬 意見を踏まえ条例（案）作成
 - ・ 2月中旬 議会改革推進会議で協議
- ⇒ 了承が得られれば、2月定例会に議員提案

◎議員の長期欠席に係る議員報酬等の減額について

府県名	議員報酬				期末手当
	減額事由	減額期間	減額後の報酬額	適用除外事由	減額後の期末手当額
新潟県	その月に開かれた議会又は委員会等に全く出席しなかったとき	その月	2分の1 (減額できる)	—	—
熊本県	正当の事由なく議会の招集に応じないとき	その議会の属する月	支給なし	—	—
秋田県	長期欠席（一の定例会の開会の日から閉会の日までの間に開かれる次に掲げる会議等の全てを欠席）した場合 一 会議 二 委員会 三 協議等の場 四 派遣（委員会を含む）の目的である調査等を行うための場	閉会日の属する月の翌月から最初に会議等に出席した日の属する月の前月まで	2分の1	・公務上の災害 ・感染症予防法第十八条第一項に規定する患者若しくは無症状病原体保有者	基準日（6/1・12/1）に長期欠席中の場合は支給しない
福岡県	連続する二回の定例会並びに当該二回の定例会の間に開かれる県議会の会議及び委員会のすべてを欠席したとき	当該二回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降 ※その後最初に会議又は委員会に出席した日の属する月以降は減額しない	支給なし	・公務上の災害 ・結核性疾患その他これらに類するものとして議長が認める理由	支給を停止された月の割合に相当する部分を減じた額 例) 3月減額→1/2減額 6月減額→支給なし
群馬県	長期欠席者（会議又は委員会を欠席した日から引き続き一年間議会の会議及び委員会を欠席したとき）となったとき	長期欠席者に該当することとなった日の属する月の翌月以後 ※その後最初に会議又は委員会に出席した日の属する月以後は減額しない	2分の1	・公務上の災害又は通勤による災害 ・感染症予防法第十八条第一項に規定する患者又は無症状病原体保有者	基準日前六月のうち減額された月分の二分の一を乗じて得た額を減じた額 例) 3月減額→1/4減額 6月減額→1/2減額
鳥取県	長期欠席者（議会、委員会又は協議若しくは調整を行うための場の会議を欠席した日から引き続き1年間議会等の会議を欠席）に該当した場合	長期欠席者に該当することとなった日の属する月の翌月以降 ※会議等に出席したときは、出席した月以後は支給	支給なし	・公務上の災害 ・結核等の感染症その他これらに類するものとして議長が認める理由	対象期間中（基準日前6月）の議員報酬が支給された月数分の割合で支給 例) 3月減額→1/2減額 6月減額→支給なし
大分県	引き続き一ヶ年以上定例会、臨時会、又は委員会の招集に応じないとき	—	2分の1	—	—

〇一の定例会の全てを欠席した場合

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
本会議	26日 ~ 14日 (提案1/26、代表11/30、採決1/14)	26日 ~ 14日 (提案2/26、代表3/2、採決3/24)						
例1				〇提案2/26から欠席	94日間休 〇採決3/24欠席	4月のみ(報酬50%)	〇視察5/31出席	
例2			〇提案1/26出席、代表11/30から欠席	〇提案2/26欠席	182日間休	4月のみ(報酬50%)	〇視察5/31出席	
例3				〇提案2/26から欠席	63日間休	減額なし	〇採察4/30出席	
例4			〇提案1/26出席、代表11/30から欠席	〇提案2/26欠席	151日間休	減額なし	〇採察4/30出席	

〇連続する二回の定例会を欠席した場合

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
本会議	26日 ~ 14日 (提案1/26、代表11/30、採決1/14)	26日 ~ 14日 (提案2/26、代表3/2、採決3/24)						
例5				〇提案1/26から欠席	186日間休	4月のみ(報酬50%)	〇視察5/31出席	
例6			〇提案9/8出席、代表9/10から欠席	〇提案1/26欠席	263日間休	4月のみ(報酬50%)	〇視察5/31出席	
例7				〇提案1/26から欠席	155日間休	減額なし	〇採察4/30出席	
例8			〇提案9/8出席、代表9/10から欠席	〇提案2/26欠席	232日間休	減額なし	〇採察4/30出席	

令和 2 年 12 月 17 日
議会事務局議事課

議会における情報発信について

1 常任委員会のインターネット録画配信の試行結果

(1) 視聴件数

区分	委員会名	開催日	集計期間	視聴件数	
				合計	1日当たり
第 1 回	経営企画委員会	6 月 8 日 (月)	6/9~9/3 (87 日間)	3 6 6	4. 2
第 2 回	厚生環境委員会	9 月 3 日 (木)	9/4~11/30 (88 日間)	3 9 8	4. 5

(2) 令和 3 年度の予定

教育警務、県土整備観光、経済産業の各委員会において試行を実施する。

2 県議会定例会の生中継・録画配信に係る広報の取組み

新聞掲載の「県からのお知らせ」において、従来から「県議会定例会の生中継・録画配信」を掲載しているが、11 月定例会のお知らせから、新たに QR コードを掲載し、スマートフォン等による「県議会の生中継・録画配信」のホームページへのアクセス性を高めた。

(別紙参照)

クイズでご案内 / No.779

県からのお知らせ

「ひとり親家庭支援事業」では
県内の で利用できる
1万円分の商品券を配付します。
(9事業者の中から1つを選べます。)

に入るのにはなに？

新型コロナウイルス感染症緊急対策 ひとり親家庭支援事業

「ひとり親家庭」の新型コロナウイルス感染症による経済的負担を減らし、生活を支援するため、希望されるひとり親のご家庭に県内スーパーでお使いいただける商品券をお配りします。

▼申請から受取りまで

- 支援内容** 県内スーパーで使用可能な1万円分の商品券(1世帯あたり)
- 対象** 県内在住で高校生までの子を養育するひとり親の方
- 申請期限** 令和3年2月10日(水)
- 申請方法** 特設Webサイトまたは郵送でお申し込みください。申請書は特設Webサイトからダウンロードできます。



詳細はこちら

<https://www.toyama-hitoriyoyaouen.jp>

富山県経営管理部広報課
〒930-8501 富山市新油輪1番7号
TEL 076(444)3134 FAX 076(444)3478
◎次回の新聞広報は12月5日(日)

発行

富山県 <http://www.pref.toyama.jp/>

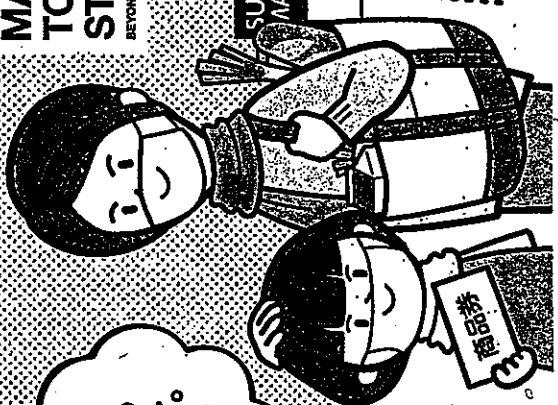
県民相談
076(431)3131
076(444)3300

県政番組

●北日本放送
●富山テレビ
●チューリップテレビ
●にんじは富山県です!
元気とやま みんなのクイズ!
毎週日曜 21:54~22:00

MAKE TOYAMA STYLE
BEYOND CONDOMINIUM WITH US

SUPER MARKET



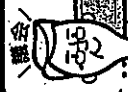
お買い物
スーパーを
楽しんでね

▼9つの県内スーパーから1つお選びいただけます

- ・アビタ/ピアゴ
- ・アルピス/オレンジマート
- ・アル・プラザ
- ・イオン/イオンスタイル
- ・大阪屋ショッピンググループ
- ・サンキュー
- ・原信
- ・パロー
- ・マックスバリュ

富山県ひとり親家庭支援事業事務局 (富山県北日本新聞開発センター内)
TEL 076(464)6566
(平日(月~金)10:00~19:00、土・日・祝日9:00~18:00)

クイズの答えスーパー



県議会11月定例会の 生中継・録画配信

インターネット、各地域のケーブルテレビでご覧いただけます。

- 11月26日(木) 提案理由説明
- 30日(月) 代表質問
- 12月2日(水) 一般質問
- 4日(金) 予算特別委員会
- 8日(火) 討論・採決
- 10日(木) 討論・採決
- 14日(月) 討論・採決

[放送開始時刻]午前10時(14日は午後1時)
富山県議会事務局議事課 TEL076(444)3409



県民ふ
「ふるさとづくり」表彰します。

富山県民の皆さんが
いふふるさとへ
を行う団体また
※詳細はチラシや
県自薦・他薦を啓
用紙)に必要写
持参にてご心
12月22日(火)
富山県企画調整



11月は個人事業税の 第二期分の納付月です [11月30日(月)納付期限]

富山県 金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、
総合県税事務所または各県税課室の窓口
※新たにコンビニエンスストアとスマートフォン
アプリでも納付可能になりました。

○これまでに11月にお送りしていた第二期分の納付書は、9月に納税通知書、第一期分の納付書とあわせてお送りしています。

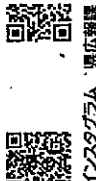
○新型コロナウイルスの影響により、納期限までに納税が困難な方に対する徴収猶予の「特別制度」もあります。

富山県総合県税事務所 TEL076(444)4506



第3回 日本海

12月19日(土)
富山県民会館
富山「富山の近代化」
一地域鉄道の
講師：草卓人
40名程度(先
着がき、電話、
お申し込みは
※オンラインは
富山県日本海学推
TEL076(444)



富山県 富山県民会館

毎週土曜 9:30~9:45
毎週土曜 10:25~10:40
毎週日曜 21:54~22:00